

内閣府では、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間としています。さいたま市は、毎年この「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に合わせ講演会を実施しています。

「女性による女性のための 相談会」が必要な理由

新型コロナウイルスの感染拡大が特に女性の働き方や生活に与える深刻な影響は続いています。「女性による女性のための相談会」は、首都圏を中心とする弁護士団体、労働組合、NPO法人、メディア関係者などによるプロジェクトで、生活、DV、LGBTQなど様々な困りごとに、外国語や手話対応を含む相談や、食糧支援などを実施しています。呼びかけ人である松元さんに、プロジェクトの経緯や最新のニーズなどについてお話をうかがいます。

● 講師 ^{まつもと} 松元 ちえ さん

ジャーナリスト、女性による女性のための相談会実行委員会呼びかけ人

● プロフィール

ジャーナリスト、法政大学法学部メディア分析非常勤講師。英字紙記者、海外通信社の東京特派員として勤務したのち、独立。ジャーナリスト協同組合『アンフィルター(Unfiltered.coop)』の結成メンバー。共著、『失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック』（小学館 2022年）、『マスコミ・セクハラ白書』（文藝春秋 2020年）など。



● 動画配信期間：令和4年11月1日(火)～30日(水)

● 視聴方法：オンデマンド配信。YouTubeで限定公開。

申込フォームに入力したメールアドレス宛に、配信開始日頃に動画のURLが届きます。配信期間中は何度でも視聴できます。

● 対象：テーマに関心のある方。さいたま市及び近隣のDV被害者支援等に係る職務関係者（行政機関職員、相談員、支援グループ、法曹関係者等）

● 参加費用：無料

● 申込方法：令和4年10月4日(火)～10月26日(水)に

講座HPの申込フォームからお申し込みください。

講座申込み QRコード

<https://www.city.saitama.jp/006/010/002/004/p091928.html> →

● お問い合わせ：さいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）

TEL:048-642-8107 FAX:048-643-5801

